明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（二八二）　四
○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（二八三）　六
○著作権法施行令の一部を改正する政令（二八四）　六
○中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二八六）　七
○家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二八七）　八
○家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令（二八八）　八
○家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の施行期日を定める政令（二八九）　九
○刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令の一部を改正する政令（二九〇）　九
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（二九一）　一〇
○確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令（二九二）　一〇
○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九三）　一〇
○自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九四）　一一

〔府令・省令〕

○経営力向上に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一**）　一二
○中小企業等経営強化法第四十条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令（**同二**）　一九
○異分野連携新事業分野開拓に関する命令を廃止する命令（**同三**）　二三
○沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業五**）　二三
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**同六**）　二三
○中小企業等経営強化法第三十二条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・経済産業四**）　二四
○沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令（**同五**）　二四

〔省　令〕

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（**総務八七**）　二四
○公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（**同八八**）　二六
○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則を廃止する省令（**総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一**）　二七
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十九条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令（**総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一**）　四一
○株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業三**）　四一
○中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令の一部を改正する省令（**財務・経済産業四**）　四一
○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十三条第一項の主務省令で定める金融機関を定める省令（**同五**）　四一

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。